

平成31年2月定例会 総括審査会

吉田英策議員



委員	吉田英策
所属会派 (質問日現在)	日本共産党
定例会	平成31年2月
審査会開催日	平成31年3月18日(月)

吉田英策委員

まず、知事に質問する。

福島第二原発の廃炉についてである。

2011年の福島第一原発事故以来、県民は第一原発の廃炉はもちろん、第二原発の廃炉を一貫して求めてきた。これはオール福島の声である。

東京電力は昨年6月に福島第二原発の廃炉の検討を表明したが、正式決定には至っていない。国に対して知事が行う第二原発の廃炉の要請においても、東京電力に話をしておくと言い、廃炉についてはまるで東京電力任せで、国に廃炉の意思があるのかが見えてこない。

そこで、知事は経済産業大臣と面談した際、福島第二原発の廃炉に関する国の意向をどのように受けとめているのか。

知事

東京電力福島第二原発の廃炉については、これまで国及び東京電力に対しさまざまな機会において繰り返し求めてきた。

昨年11月に、国への緊急要望の場等において、私から経済産業大臣に対して福島第二原発の廃炉について重ねて要請を行った際、大臣から東京電力に話をしていくとの回答を得ており、国としても本県の要請を受けとめていると認識している。

吉田英策委員

再度聞くが、安倍首相は東京電力を事業者として責任を持って廃炉を早期に決定し、廃炉作業をするよう強く促したいと述べており、東京電力任せの姿勢がはっきりしている。国策であるため、第二原発の廃炉は国が決意を持って進めることが何よりも大事である。

そういった点で知事は、国の意向をどう受けとめているのか。

知事

私は副知事就任以来、さまざまな機会において国及び東京電力に対し県内原発の全基廃炉を繰り返し求めてきた。

引き続き、県民の強い思いである県内原発全基廃炉の実現に向け、福島県知事として先頭に立ち、あらゆる機会を捉えて国及び東京電力に対し強く求めていく。

吉田英策委員

第二原発の廃炉については、国がきちんと決断することが一番大事なことである。第二原発の廃炉は、知事が先頭に立って国に話をするだけでは進まないことがこの間の事実で明らかである。

我が党の代表質問でも、県民の総意を示すあり方を検討すべきと質問したが、知事はさまざまな機会を捉えて廃炉を求

めていくとしか答えない。これでは結局、廃炉の正式決定が進まないというのが、この8年間の形ではないか。

福島第二原発の廃炉に向け、県民の総意を示す方法を検討すべきと思うが、どうか。

企画調整部長

東京電力福島第二原発の廃炉については、これまで国及び東京電力に対し繰り返し求めており、本年1月にも、知事から東京電力の社長に対し、まずは廃炉を正式に決定するよう改めて求めた。

引き続き、国及び東京電力に対し、さまざまな機会を捉えて県内原発の全基廃炉を求めていく。

吉田英策委員

もう一度質問する。何回質問しても、繰り返し説明を求めていくという回答である。これを8年間ずっと繰り返してきた。それでも東京電力は第二原発の廃炉を正式決定しないため、繰り返し求めるだけでは足りないと思っている。

県民の生命や財産を守るのは、県の当然の責任である。より強力に東京電力に決断を促すためにも、県民の総意を示す方法が必要と思うが、県の考えを聞く。

企画調整部長

福島第二原発の廃炉については、国及び東京電力に対し繰り返し求めてきたところである。

これまで県議会において県内原発の全基廃炉を求める意見書が可決されたことも踏まえ、引き続き県民の強い思いである県内原発の全基廃炉の実現に向け、国及び東京電力に対しさまざまな機会を捉えて求めていく。

吉田英策委員

同じ答弁の繰り返しであり非常に残念な思いである。

原発の地震対策についてである。政府の地震調査委員会は、今後30年以内に日本海溝沿いで発生が予想される地震の長期評価を更新した。

この委員会でも複数の委員が発言しているが、本県沖はマグニチュード7～7.5の発生確率が10%程度から50%程度に引き上げられた。

調査委員会の平田委員長は、東日本大震災があったからといってしばらく大きな地震が起きないとは考えないでほしいと言っている。マグニチュード8程度の地震が起きる可能性は依然として高いと警戒を呼びかけている。

東日本大震災時に襲来した津波の高さが15mにも達しているにもかかわらず、昨年東京電力が発表した防潮堤の高さは海拔11mにしか達していない。

東京電力に対して、東日本大震災の津波を想定した高さの防潮堤を設置するよう求めるべきと思うが、どうか。

危機管理部長

福島第一原発では、切迫性が高いとされる千島海溝地震による津波への早期の対策として、サブドレン等の重要設備の被害軽減を目的に防潮堤の設置が予定されている。

さらに、東日本大震災を超える津波対策として、電源車の配置など燃料冷却機能等の信頼性向上の対策が講じられており、引き続き、こうした対策が着実に実施されるようしっかりと確認していく。

吉田英策委員

東京電力は津波対策として気密性を強調しているが、依然として防潮堤の高さを11mとする姿勢を崩していない。こうした長期の地震評価を考えてみても、やはり8年前の地震時の津波を想定した防潮堤の高さが必要である。

防潮堤の高さを15m以上とすることを引き続き求めていくことが必要であると思うが、もう一度考えを聞く。

危機管理部長

津波対策としては、まずは切迫性の高いとされる千島海溝地震に対応した防潮堤を早期に設置するとしており、さらに、燃料の冷却機能や中枢機能の維持、建屋開口部の閉塞など重層的な対策を講じるとしている。

県としては、引き続きこれらの対策が着実に実施されるようしっかりと確認していく。

吉田英策委員

これから長期にわたる廃炉作業が続く。福島第一原発の安全性を求めることは本当に大事であるが、さまざまな事象トラブルが発生しているのが現実である。

使用済み燃料の取り出しや排気筒の解体作業において、地震等の災害も想定した安全対策をとるよう東京電力に厳しく求めるべきと思うが、どうか。

危機管理部長

福島第一原発で今後予定されている3号機の使用済み燃料取り出しや排気筒の解体作業において、地震等が発生した場合の対策については、速やかに作業を中断し安全を確保するなどの対応手順を定め、訓練も行われている。

県としては、こうした安全対策の内容を引き続きしっかり確認していく。

吉田英策委員

廃炉までの長期にわたり作業の安全が確保されなければならない。3号機の燃料取り出し装置などで重大なトラブルが発生している。今後も高線量箇所での難しい作業が続くため、十分な地震や津波対策が求められる。

使用済み燃料の取り出しや排気筒の解体作業において、地震等の災害も想定した安全対策をとるよう東京電力に求めるべきと思うが、どうか。

危機管理部長

福島第一原発で今後予定されている3号機の使用済み燃料の取り出しや排気筒の解体作業において、地震等が発生した場合の対策については、速やかに作業を中断し安全を確保するなどの対応手順を定め、訓練も行われている。県としては、こうした安全対策の内容を引き続き確認していく。

吉田英策委員

次に、賠償指針の見直しについて聞く。

東京電力は新・総合特別計画の中で3つの誓いを立て、原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介案の尊重を掲げている。しかし、実態は和解案を拒否し続けている。

東京電力が和解案を拒否する理由は、賠償指針との乖離である。原子力損害賠償指針はあくまでも最低基準を示したもののだが、東京電力はこれを最大の基準とみなしている。基準を超える賠償はしないというのが東京電力の態度である。

そこで、原子力損害賠償紛争解決センターの和解案への東京電力の対応について、県の認識を聞く。

原子力損害対策担当理事

紛争解決センターの和解仲介については、個別の事情による損害の円滑な賠償に極めて重要であることから、東京電力においては、原発事故の原因者としての自覚を持って和解案を積極的に受け入れるべきと考えている。

吉田英策委員

受け入れることは当然である。

東海原発の再稼働のために東京電力が1,900億円を支援するとの報道もある。再稼働のために1,900億円を支出する一方で、こうした県民の切実な要求を切り捨てる態度は許せるものではない。

もう一度、東京電力の対応についての認識を聞く。

原子力損害対策担当理事

委員指摘のとおり、東京電力はみずからの事業計画に掲げる和解仲介案の尊重を遵守して、被害者からの賠償請求を真摯に受けとめて誠実に対応すべきと考える。

吉田英策委員

毎日新聞が県内33市町村長アンケートを行った結果をパネルにした。

85%の市町村長が「賠償指針の見直しが必要」と回答している。指針の賠償額は被害の実態に合っていないというのが市町村長の答えである。

もう一つパネルを見てほしい。

このパネルはことし2月までに出された8つの原発裁判での判決を示したものである。国の責任を求めた6つの裁判のうち、5つで責任を認める結果になっており、指針を上回る追加賠償を認めている。ADR和解案でも指針を超える和解案が提示されるなど、指針の基準では被害に対応できない実態がこれでも明らかになっている。

県は個別の実態に応じた賠償ではなく、被災者救済のために賠償の指針の見直しを国に求めるべきと思うが、どうか。

原子力損害対策担当理事

賠償の指針については、これまでも原子力損害賠償紛争審査会に対し、本県の被害の実態をしっかりと把握するとともに、適時適切に見直すよう求めてきた。その結果、審査会委員による現地調査や地元の市町村長との意見交換等が実施されているところであり、今後、本県の現状を把握した上で指針の見直しが適切に行われるよう取り組んでいく。

吉田英策委員

やはり県民との責任において県はきちんと指針の見直しを国に求めていくことが必要だと思う。引き続き対応願う。

次に、再生可能エネルギーについて聞く。

いわき市遠野町に建設が予定されている三大明神風力発電事業と遠野風力発電事業について、地元の住民から建設の中止が求められている。

知事は、遠野風力発電事業環境影響評価方法書に対して、周辺への重大な環境影響を回避できない場合は、事業計画の中止を含めた抜本的な見直しを検討すること、という厳しい意見をつけている。2つの風力発電事業は隣同士であり、危険は同じである。

国土交通省のハザードマップは、この地域を土石流危険渓流にして土石流の発生のおそれがある地域としている。

土石流危険渓流とはどのような危険がある場所なのか。

土木部長

土石流危険渓流とは、土石流が発生する可能性があり、人家等に被害が生じるおそれのある渓流である。

吉田英策委員

答弁のとおり、やはり土石流の発生するおそれのある地域である。こういった地域に巨大構造物である風車と巨大な運搬、搬入用道路をつくることは、危険を増す以外の何物でもない。この地域は不適切地域と言わなければならない。

県は地元の理解が必要だとしているが、それは当然である。住民が集めた建設反対の署名は8割の世帯、人口の6割に達している。この反対は住民の総意と見るべきである。

住民合意のない風力発電の事業計画の中止を求めるべきと思うが、どうか。

企画調整部長

風力発電の事業計画については、関係法令に基づく手続はもとより、地元住民への説明等の対応についても事業者が適切に行うべきと考えている。

県としては、国の事業計画策定ガイドラインの趣旨も十分に踏まえ、地元住民に丁寧に説明し誠実に対応するよう、引き続き、国や市町村と連携しながら事業者への助言、指導に努めていく。

吉田英策委員

今述べたとおり、署名では8割の世帯、人口の6割が反対していることを考えれば、住民の総意は建設計画に反対であると思う。

住民合意のない事業には中止を求めるべきと思うが、もう一度考えを聞く。

企画調整部長

地元の理解については、再生可能エネルギー事業を推進していく上で重要と考えている。

県としては、引き続き国の事業計画ガイドラインに基づき、地元住民に丁寧に説明し、事業内容について十分な理解を得られるよう、国や市町村と連携しながら事業者に対して助言、指導していく。

吉田英策委員

署名の数でもわかるように、この発電計画が不適切であるということが住民の総意である。

県の再生可能エネルギーアクションプランの見直しが今行われており、引き続き地域主導の理念が盛り込まれている。しかし、地域主導と言いながら県外大手企業が主であり、太陽光発電の導入実績でも1 MW以上のメガソーラーの比率が多くなっている。

地域主導の観点に立ち、県民や県内企業による再生可能エネルギー導入を促進すべきと思うが、どうか。

企画調整部長

県民や県内企業による再生可能エネルギーの導入促進については、県民に身近で、導入が比較的容易である住宅用太陽光発電設備の導入支援や、発電事業への補助制度において県内企業等から一定の出資等を求める仕組みの導入、事業化支援セミナーの開催などに取り組んでいる。

引き続き、地域主導の再生可能エネルギーのさらなる推進に取り組んでいく。

吉田英策委員

地域主導と言いながらも、実態はそうになっていない。

再生可能エネルギーの導入において、住民と共存でき、利益が地域に還元されることが本当に重要だと思う。大規模になれば、環境破壊につながる可能性が大きくなる。住民参加になれば、地域の環境を守ることが優先される事業になると思う。

再生可能エネルギーの導入に当たっては、住民合意を前提にして、地域への利益還元を推進するルールを制定すべきと思うが、どうか。

企画調整部長

再生可能エネルギーの導入については、地元の理解のもと、環境影響評価の手続など、関係法令等に基づき適正に事業がなされるよう、国や市町村等と連携しながら助言、指導に努めている。

引き続きアクションプランに基づき、県内企業や県民参加による導入促進、売電収益を活用した地域貢献の仕組みに基づく取り組みなどを進めていく。

吉田英策委員

推進するためにはルールが必要である。

数値目標を達成するためにそれいけどんどんで進めたら、環境を破壊し、県民の利益を阻害することがはっきりしている。

県が再生可能エネルギー先駆けの地を掲げて推進するのであれば、やはりきちんとしたルールをつくるべきと思うが、もう一度答弁願う。

企画調整部長

再生可能エネルギーの推進については、住民の理解のもと、地域が主役の事業を推し進め、地域の活性化につなげていくことが重要であり、県内企業や県民の参加による導入促進、売電収益を活用した地域貢献の仕組みの導入などをアクションプランの柱として取り組んできたところである。

引き続きこうした行動計画に基づき、再生可能エネルギー導入を推進していく。

吉田英策委員

国保税について聞く。

高過ぎる国保税が大きな問題になっている。

政府は、現行の国保制度がスタートした当初、被保険者に低所得者が多いこと、事業主負担がないことなどから、国が相当負担する必要があることを認めていた。

ところが、1984年から国庫負担を抑制し続けている。国保加入者の構成も、かつては7割が農林水産業、自営業者であった。しかし、今では8割が無職、非正規雇用に置きかわっている。

県内の労働者に当てはめて計算すると、30代で妻と子供を扶養している月収20万円、年収240万円の人では、保険料が協会けんぽは11万7,480円、国保税は18万3,400円と1.56倍にもなる。

同じ収入にもかかわらず、加入する医療保険制度の違いで保険料に差が生じるのは不公平だと思うが、県の認識を聞く。

保健福祉部長

加入する医療保険制度の違いによる保険料の差については、被保険者の保険料負担における医療保険制度間の公平を図るべく、国民健康保険制度について国の定率負担割合の引き上げなど、さまざまな財政支援の方策を講じるよう全国知事会を通して国に要望している。

吉田英策委員

県も、加入する医療保険の違いによる負担の違いはやはり不公平だと考えているのか。

保健福祉部長

医療保険制度間の公平を保つことは極めて重要であると考えている。

吉田英策委員

加入する医療保険によって負担する金額が違うことが不公平であるとの前提に立たないと、なかなか改善策が出てこないと思う。

国保税が高過ぎて払えないことによる2017年度の県内の差し押さえ件数は1万3,224世帯に達しており、大きな問題である。

国税徴収法では、生活を著しく窮迫させるおそれのある場合は差し押さえはできないとしている。給与、年金の生計費相当分、児童手当などの福祉給付分は差し押さえを禁止している。

県は、国税徴収法の趣旨を徹底し、機械的な差し押さえを行わないよう市町村に周知すべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

差し押さえについては、生活保護法による生活扶助費相当分などの差し押さえ禁止事項が国税徴収法に規定されていることを踏まえ、法令遵守の上、滞納者の実情を十分に把握し、適正な差し押さえを行うよう市町村に周知している。

吉田英策委員

国税徴収法も給与、年金の生計相当分や児童手当は差し押さえできないとの立場である。差し押さえは本当に生活を圧迫することになる。

適正な差し押さえとの答弁であったが、差し押さえ自体を控えるよう、県が市町村を指導すべきと思う。もう一度考えを聞く。

保健福祉部長

滞納者の実情を十分に把握した上で、一律機械的な差し押さえが行われることのないように指導していく。

吉田英策委員

来年度の国保事業で県が行った市町村の納付金額算定額は、一人当たりの国保税を今年度比で平均6,000円引き上げることになり、これは生活をますます圧迫する。

国保被保険者や市町村の負担軽減のため、県が独自の支援を行い、国保税の引き上げを抑制すべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

国保税の引き上げの抑制については、急激な上昇が生じる市町村に対しては、市町村と協議して定めた福島県国民健康保険運営方針に基づき、激変緩和措置を行うことにより、可能な限り国保税の上昇を抑えるとしている。

吉田英策委員

市町村でも一般会計からの繰り入れはできる。県が市町村を支援することを考えれば、県が財政負担することも考えられると思う。

県内全てで高過ぎる国保税を引き下げ、今度の6,000円の引き上げを抑えるためにも、県が財政的な部分も含めて市町

村への支援を行うことが必要だと思うが、もう一度考えを聞く。

保健福祉部長

委員指摘の6,000円の引き上げは、機械的に本算定の中で示した金額であり、保険者としての各市町村がどのような財政負担をするかが、実際の国保税の額に反映される。

繰り返しになるが、県としては、市町村とあらかじめ協議して定めている福島県国民健康保険運営方針に基づいて激変緩和措置を講じている。

吉田英策委員

もう一つ、国保税の均等割についてである。

子供に係る国保税の均等割について、国に廃止を求めるべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

子供に係る国保税の均等割については、昨年7月に医療保険制度間の公平を図るべく、軽減措置の導入について全国知事会を通して要望している。

今後とも全国知事会と連携して対応していく。

吉田英策委員

均等割の廃止については、県内では南相馬市が既に実施し、白河市もこれから始めるとしており、市町村が先行して実施している。県が廃止の立場になることが必要である。

知事会で廃止を求めるのは当然であり、県が率先して均等割の廃止を掲げていくことが最も大事だと思うが、もう一度考えを聞く。

保健福祉部長

国保制度は全国的に統一された制度であるため、都道府県が足並みを合わせて要望していくとの観点からも、全国知事会を通して今後とも要望していく。

吉田英策委員

国に対して要望を強めてほしい。

次に、無料低額診療について聞く。

低所得者などに医療機関が無料または低額な料金によって診療を行う事業が無料低額診療である。低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者などの生活困窮者が無料低額診療の対象になる。生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額の料金で診療を行うことが必要である。

昨年度中に県内の医療機関で無料低額診療事業を利用した人数を聞く。

保健福祉部長

昨年度中に無料低額診療事業を利用した人数は、11医療機関で延べ16万9,370人となっている。

吉田英策委員

この数は本当に多いと思う。この制度を利用した数が約16万人ということであり、周りにはもっと制度を必要とする人がいる。

さまざまな理由で医療を受けられず、また、抑制せざるを得ない方々を救済するとの医療機関の努力をきちんと評価することが大事である。

無料低額診療を実施する医療機関と連携して事業の周知を行うべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

無料低額診療については、県のホームページに事業の趣旨及び県内の実施医療機関名、さらには申し込み方法や減免基準が医療機関によって異なるため、利用に当たっては医療機関に問い合わせしてほしい旨も掲載し、周知している。

吉田英策委員

高校県立高等学校の改革についてだが、今回発表した前期実施計画では、今後5年間で全日制を88校から74校に、定時制、通信制を8校から7校に統廃合するものである。主に小規模の3クラス以下の高校を対象にした統廃合だが、地域の高校は地域文化の拠点でもある。

また、生徒がバスを利用することで、地域の交通機関が維持されることもある。基本計画策定時に高校を存続してほしいとの声はさまざま寄せられていると思う。

県教育委員会は、県立高等学校改革前期実施計画に県民の意見をどのように反映したのか。

教育長

県立高等学校改革計画については、パブリックコメントに加え、県内7地域において教育公聴会を開催し、3学級以下の学校は統合を推進するなどとした基本計画の素案に対して、県民から意見を得たところである。

前期実施計画については、この基本計画を踏まえ、各高等学校の具体的な方向性を示したものである。

吉田英策委員

いろいろな意見を聞いたとの答弁だが、例えば、いわき市の湯本高等学校と遠野高等学校の統合について、遠野地区の行政嘱託員、まちづくり振興協議会、同窓会、PTA、部活動後援会が存続を求めて意見を上げている。

中山間地に住む子供たちの教育機会が喪失し、生徒や教員の通勤通学などによって生まれる人的交流が絶たれてしまう、生徒と地区民のきずながなくなってしまうことを理由にして反対を掲げている。

この2つの高校は距離的には10km以上も離れており、遠野地区は一つの経済、地域文化を形成する地域である。遠野高等学校は実質廃校となってしまう。

遠野高等学校を存続すべきと思うが、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

遠野高等学校については、1学年2学級規模の学校であることから、湯本高等学校と統合し、これまでの両校の学びを継承するとともに、地域の伝統や文化を生かした探究的な学習や、地域と連携した多様な学習内容などにより、生徒の学習ニーズや幅広い進路希望に対応していく。

吉田英策委員

地域的な連携との答弁だが、距離が離れており、実質の廃校になりかねない。

県教育委員会は、統合に当たって関係市町村、地域住民、同窓会、保護者代表、中学校関係者から成る高等学校改革懇談会を開き、統廃合の趣旨や改革の方向性について丁寧に説明するとしているが、説明だけではなくさまざまな意見を聞いて改革に反映させなければならない。

県立高等学校改革を進めるに当たり、地域の意見を反映させるべきと思うが、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

県立高等学校改革に当たっての地域の意見については、今後、地域住民、同窓会、保護者などの学校関係者から成る懇談会を開催することとしており、地域の方々に改革の方向性を丁寧に説明して理解を求めるとともに、意見を聞きながら魅力ある学校づくりを推進していく。

吉田英策委員

丁寧な説明を尽くすと言うが、例えば中止という意見が出た場合に、どのように改革に反映するかがはっきりしないと云々ざるを得ない。それは一般的には説明ではなく押しつけである。

計画は市町村や地域、学校関係者の協力が不可欠である。地域の意見を反映させ、見直しもあり得ることは当然だと思うが、再度、教育長の考えを聞く。

教育長

関係する地域住民に対しては、繰り返し丁寧に説明し、意見を得ながら理解を得られるよう努めていく。

吉田英策委員

意見を反映願う。

また、今回の実施計画では、高校を進学指導拠点校、進学指導重点校など6つの学校群に分ける計画であるが、これは選別、序列化以外の何物でもない。そして、学校間格差をさらに広げるものになる。

また、拠点校で実施する単位制の高校は、定められた単位を修得すれば卒業が認められる教育課程であり、受験予備校的な性格を一層強くする。

社会が求める教育は人格の完成である。学校間格差を助長し、中学校卒業時から将来の進路を決定づけることは公教育の本質を変える。

県立高等学校改革において、6つの学校群を設けるべきではないと思うが、どうか。

教育長

県立高等学校改革については、求められる使命や育てたい生徒像を明確にし、社会の変化に対応した魅力ある教育環境づくりを進めることが重要であることから、全ての県立高等学校を6つの学校群に位置づけることにより、各校の役割を明確にし、特色ある学校づくりに取り組んでいく。

吉田英策委員

学校間の格差を助長して小規模校の志願者離れを一層激しくする以外の何物でもない。こうした6つの学校群の再編はすべきではないことを述べておく。

次に、県教育委員会が学校長を通して配布した民間企業の新聞について聞く。

県教育委員会が、学校長を通して保護者に「リビング小学生新聞とて2号」を配布したことは、行政の公平性という点で問題である。

同新聞は広告収入で発行され、営利を目的とする民間の新聞である。新聞の内容が県教育委員会への取材であっても、配布については同新聞が独自に行うべきである。

新聞題字には「協力 福島県教育委員会」とあり、県教育委員会が直接各学校の校長に対して、事務連絡という事実上の指示文書を出して配布させたことは異常で、行政の公平性からいっても問題である。

民間企業の発行する新聞について、学校を通して保護者へ配布することに県教育委員会が協力した理由を聞く。

教育長

民間企業の発行する新聞の配布に県教育委員会が協力した理由については、取材を受けた新聞の掲載記事の内容が、新たな学力調査や家庭学習、体力向上などであり、教育施策に対する理解の促進や家庭教育の充実等につながると判断したためである。

吉田英策委員

リビング小学生新聞は広告収入で運営する新聞であり、配布部数が多ければ多いほど企業広告が集まるという性格がある。

校長への指示文書までつけて配布を指示し、児童を通して保護者に配布することは、企業への便宜を図ることになる。行政の公平性という点から問題だと思う。

民間企業が発行する新聞の配布に行政が協力することは、公平性を欠くことになると思うが、どうか。

教育長

民間企業が発行する新聞の配布に行政が協力することについては、掲載記事の内容を確認の上、その効果等を踏まえて判断している。

吉田英策委員

とて2号はタブロイド判の12ページであるが、7割近くが企業広告である。学校という行政機関を使い、期限も決めて企業広告満載の新聞を配布させている。広告掲載の新聞を配布することが目的だと言われても仕方がない。

明らかに行政の中立性、公平性を欠くものであり、民間企業が発行する新聞の配布に行政が協力すべきではないと思う

が、どうか。

教育長

広告が掲載されている民間の新聞といえども、内容が政治的なものではなく、あるいは宗教的な偏りがなく、教育委員会が県民に理解を求めたい教育施策について十分適切に掲載されていると判断したため、その配布に協力した。

吉田英策委員

県教育委員会が政策を保護者に伝える手段はさまざまある。県が独自で出している教育ニュースもその一つであり、そういう手段で保護者へ訴えることは十分可能である。

とて新聞は広告が7割の民間の新聞であり、部数が多ければ多いほど広告主が集まる性格がある。これを校長へ指示を出し、学校機関を通して配布することは行政の中立性を損なうものであり、やめるべきと思うが、どうか。

教育長

民間の新聞といえども、掲載内容が適切であれば家庭あるいは子供に届く機会は多ければ多いほどよいと考えており、この新聞に限らず、趣旨に沿うものであれば配布していくことになる。

吉田英策委員

こうした広告満載の新聞は、学校機関を通して配布すべきではないことを述べておく。

次に、学校給食費の無償化について聞く。

県内では、今年度、学校給食費への支援を行う市町村は29で、来年度はさらに田村市、白河市、古殿町がふえて32の市町村で給食費の無料または一部負担を実施することが明らかになった。人口流出対策や子育て支援、就学支援など、理由はさまざまである。

給食は食育であり、教育の一環として考えるべきである。保護者の負担軽減にも大きな役割を果たす。

県教育委員会は、学校給食費の無償化や一部負担をする市町村がふえていることについてどのような認識を持っているのか。

教育長

市町村立小中学校における給食費については、学校給食法において保護者が負担するとされているが、給食費の無償化等については、学校の設置者である市町村がそれぞれの実情に応じた政策判断により実施しているものと認識している。

吉田英策委員

これだけの市町村で給食費への支援、一部負担が広がっていることに対して、市町村への敬意も表しながら県が支援を行うことは本当に大事なことである。

市町村立小中学校の給食費の無償化支援を県が行うべきと思うが、県の考えを聞く。

教育長

市町村立小中学校における給食費については、学校給食法により保護者が負担するとされており、そのあり方は学校の設置者である市町村が判断すべきである。

また、いわゆる要保護、準要保護及び被災児童生徒に対しては、保護者が負担する給食費への支援が行われていることから、県教育委員会による支援については困難であると考えている。

吉田英策委員

教育委員会への質問はいつもこういう答弁である。

学校給食法は負担の分担を決めているだけで、保護者に給食費負担を義務づけているわけではない。まして、市町村が行う無償化や一部負担を支援することは県の判断でできるはずである。

日本一子育てしやすい県を目指すのであれば、無償化を支援することは当然と述べておく。

次に、河道掘削と樹木の伐採について聞く。

県の新年度予算で河川の維持管理予算費用として、平成30年7月豪雨を踏まえ、土砂の撤去のための予算が計上されて

いるが、防災対策、環境美化などの河川流域の住民の要求に応えるものにはなっていない。

私の地元であるいわき市内郷白水町の国宝阿弥陀堂近くを流れる新川では、防災対策と環境対策として土砂掘削と樹木の伐採が地元から要望されている。

県は河道掘削と樹木の伐採に今後どのように取り組んでいくのか。

土木部長

河道掘削と樹木の伐採については、新年度予算において市町村等からの要望なども踏まえて、約300カ所で工事を実施する予定であり、緊急性を考慮して取り組んでいく。

吉田英策委員

取り組みを進めてほしい。まだまだ要望に十分応えられるものにはなっていないと思う。

河道掘削と樹木の伐採に関する予算をふやすべきと思うが、どうか。

土木部長

河道掘削と樹木の伐採の予算については、平成30年7月豪雨等を踏まえ、浸水被害から県民の安全で安心な生活を守るために必要な予算の確保に努めていく。

吉田英策委員

予算の増額を進めてほしい。

最後になるが、若者への住宅支援について聞く。

若い世代や子育て世代では住宅確保が本当に深刻である。

2014年にNPO法人が若者の住宅問題調査結果を発表した。年収200万円未満の人の8割近くが親と同居する理由は「家賃負担を軽減したい」、「自分で居住費を負担できない」が半数を占めていると言われている。

また、社宅に入居する女性は「30歳になったら退去しなければならない」と答え、「転職を機に引っ越したら家賃は4倍になり、給料は上がったが生活は苦しい」との声もある。

所得の低い若者に対する新たな住宅セーフティーネット制度が進められているが、普及しない理由について聞く。

土木部長

新たな住宅セーフティーネット制度が普及しない理由については、制度が創設されてから1年余りであり、制度に対する賃貸人等の理解や市町村における制度導入が進んでいないことなどによると考えている。

吉田英策委員

いわき市では、新年度、住まい政策課のもとで不動産関係者や福祉関係団体を含む協議会を設置し、そこでの意見を踏まえて制度の取り組み方針となる賃貸住宅供給促進計画を作成すると聞いている。公営住宅が足りない中で、民間住宅の家賃を助成することにより入居を促すものである。

住宅セーフティーネット制度が全県に普及するよう取り組むべきと思うが、県の考えを聞く。

土木部長

住宅セーフティーネット制度の全県への普及については、県内各方部における賃貸人等に対する制度説明や登録への協力要請、市町村に対する先進的な取り組みの情報提供や技術的助言など、今後とも、さまざまな機会を捉えて普及促進に努めていく。

吉田英策委員

よろしく願う。これで質問を終わる。